

## 国立大学法人鳴門教育大学知的財産室規程

平成20年 5月14日

規程第 75号

改正 平成21年 3月31日規程第59号  
平成22年 3月24日規程第69号  
平成25年 8月30日規程第23号  
平成26年 3月24日規程第46号  
平成29年 3月 8日規程第39号  
平成30年 5月 1日規程第18号  
平成31年 3月13日規程第19号  
令和 8年 3月11日規程第69号

(設置)

第1条 鳴門教育大学教育研究組織規則(平成20年規則第2号)第14条の規定に基づき、鳴門教育大学知的財産室(以下「知財室」という。)を置く。

(目的)

第2条 知財室は、鳴門教育大学(以下「本学」という。)における有用な研究成果等を知的財産として創出、取得、管理及び活用すること並びに産学官連携活動を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 知財室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 職員等からの知的財産に係る相談に関すること。
- (2) 知的財産の創出に係る企画立案に関すること。
- (3) 発明等の審査及び職務発明等の権利の承継に関すること。
- (4) 本学に帰属する知的財産の出願手続等に関すること。
- (5) 知的財産の管理及び活用に関すること。
- (6) 利益相反ポリシー等に関すること。
- (7) 四国産学官連携イノベーション共同推進機構(以下「四国共同機構」という。)に関すること。
- (8) その他知的財産に関すること。

(組織等)

第4条 知財室は、次の者をもって組織する。

- (1) 知的財産室長
- (2) 知的財産副室長 1人
- (3) 相談員 若干人
- (4) 産学官連携担当 1人
- (5) 四国共同機構担当 1人
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 知的財産室長は、学長が指名する理事をもって充てる。

3 知的財産副室長は、教員の内から知的財産室長が推薦し、学長が指名する。

- 4 相談員は、教員の内から知的財産室長が推薦し、学長が指名する。
- 5 産学官連携担当及び四国共同機構担当は、教員の内から知的財産室長が推薦し、学長が指名する。
- 6 第1項第4号又は第5号の担当は、同項第2号又は第3号の教員が兼ねることができる。

(任期)

第5条 前条第1項第2号から第5号に規定する者の任期は、それぞれ2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 知的財産室長は、知財室の業務を統括する。

- 2 知的財産副室長は、知財室の業務を掌理し、室長を補佐する。

(知的財産室会議)

第7条 知財室に、第3条に掲げる事項を審議するため、知的財産室会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 知的財産室長
- (2) 知的財産副室長
- (3) 相談員
- (4) 産学官連携担当
- (5) 四国共同機構担当
- (6) その他学長が必要と認めた者

- 3 会議に委員長を置き、知的財産室長をもって充てる。

- 4 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 5 委員長に事故あるときは、知的財産副室長がその職務を代行する。

(議事)

第8条 会議は、委員の3分の2の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 3 委員長は、会議の結果を、必要に応じて学術研究推進委員会又は予算・財務管理委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(事務)

第10条 知財室の事務は、企画戦略部研究支援課において処理する。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、知財室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年5月14日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学知的財産室設置要項（平成18年学長裁定）は、施行日を

もって廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年9月1日から施行する。

2 施行日において、第4条第6項の規定により最初に指名された者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。